

離島航路の維持・存続への支援及び船舶建造費への支援を求める意見書

佐渡汽船株式会社が運航する航路は、佐渡市民にとって本土を結ぶ唯一の交通機関であると同時に生活物資物流の生命線であり、同社は公共輸送機関の役割も担っている。

中国武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は世界各地で拡大し、経済活動に大打撃を与える結果となった。

この時点においても収束の目途は立たず、ワクチンの開発を待つしかない状況下であり、長期戦の様相を呈している。

当市においても例外ではなく、本年4月16日には全国に緊急事態宣言が発令され、一気に行動が制約されることになった。

離島であるために医療体制が脆弱なことから、新型コロナウイルスを入れないため佐渡汽船にサーモグラフィーを導入するなど、先駆けて対策を行ってきたが、佐渡汽船の利用者が激減するなどの弊害も出ている。

佐渡汽船株式会社ではジェットフォイル更新のため、本年5月に川崎重工業と建造に係る契約を行うスケジュールの中で、新潟県はジェットフォイル建造費について佐渡市へ負担を求めてきている。

大株主であり、離島の活性化を図る義務を担わなければならない県は、まったく責任を果たさず、佐渡汽船株式会社に対しても指導力を発揮していない。平成27年の貨物運賃値上げ撤回の件も突然離島住民に不便を強いる内容を提示し、市民への説明期間を設けずに強行しようとする行動は航路を独占している企業の一方向的で傲慢な態度と言わざるを得ない。県もこの状況を黙認しようとする姿勢は容認できない。

また、これまでは合併特例債を活用して佐渡市や対岸の上越市が建造費を支援してきたが、財政力が脆弱な離島の自治体に船舶更新費用や運航費用の負担を求めることはあってはならない。

よって、佐渡市議会は、下記項目について強く求める。

記

- 1 離島振興法の趣旨に基づく安定した離島航路の維持、存続のため、運航会社への支援策を講じること。
- 2 船舶建造費は離島の自治体に求めず、県の責任として十分な支援を行うこと。
- 3 大株主として、佐渡汽船株式会社の経営改善を強く求めること。
- 4 新型コロナウイルスの感染拡大により経営に影響を受けた運航会社に対して、離島住民の交通確保の観点から本年2月から収束までの期間の損失を補てんするよう、国へ要望するとともに県としても損失に対する対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月30日

新潟県佐渡市議会議長 佐藤 孝